

福島県自転車利用に関する安全・安心条例（仮称）案

令和3年 月 日
福島県条例 号

（目的）

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県、自転車利用者、県民、事業者及び自動車等運転者の責務並びに関係団体及び市町村の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- 三 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。
- 四 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。
- 五 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 六 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 七 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 八 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 九 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
- 十 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民にとって身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進に資するものである等、公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、自転車利用者、県民、事業者、関係団体及び市町村がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民、関係団体、事業者及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第六条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、歩行者、自動車等の通行に十分配慮しながら自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自動車等運転者の責務)

第八条 自動車等運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

2 自動車等運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

第九条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第十条 市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車交通安全教育等)

第十一条 県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。

2 県は、学校、事業者、関係団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければならない。

4 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めなければならない。

5 高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な助言をするよう努めなければならない。

6 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する**従業者従業員**に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

【修正理由】

第十七条第2項及び第十八条第2項では、「従業者」と表記しており、表記を「従業員」に統一する。

(自転車の点検整備及び防犯対策)

第十二条 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

(自転車小売業者等の情報提供)

第十三条 自転車小売業者及び自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者及び自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

(安全器具の使用)

第十四条 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等、交通事故を防止し、又は交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、**自転車の側面に反射器材を備える等**、交通事故を防止し、又は交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

【修正理由】

第十四条第1項では、「交通事故を防止し、又は交通事故による被害の軽減を図るため」の前に、「その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等」と表記。

第1項と第2項では、主体は異なるものの、条文の趣旨は同一である。よって、第2項に「自転車の側面に反射器材を備える等」と表記する。

(広報及び啓発)

第十五条 県は、国、市町村及び関係団体と相互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十六条 自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。~~ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。~~

【修正理由】

第十六条第4項の「但し書き以下」は、事例が想定されないため削除する。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十七条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するとともに、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

3 学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生がいるときは、当該利用者及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

【修正理由】

第1項では、「保険等への加入」と表記しており、第2項及び第3項においても表記を統一する。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)

第十八条 県は、市町村及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

~~(推進体制の整備)~~

~~第十九条 県は、市町村及び関係団体等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための協力体制を整備するものとする。~~

【修正理由】

本条文の趣旨は第四条第1項と差異が認められず、重複を排除するため削除する。

(道路環境の整備)

第十九条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、国及び市町村と連携し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条及び第十七条の規定は、令和四年四月一日から施行する。